

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公表番号】特表2018-504010(P2018-504010A)

【公表日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-005

【出願番号】特願2017-528474(P2017-528474)

【国際特許分類】

H 01 Q 19/32 (2006.01)

H 01 Q 21/06 (2006.01)

H 01 Q 13/08 (2006.01)

G 01 S 7/03 (2006.01)

H 01 Q 15/10 (2006.01)

【F I】

H 01 Q 19/32

H 01 Q 21/06

H 01 Q 13/08

G 01 S 7/03 2 3 0

H 01 Q 15/10

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年8月20日(2019.8.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

レーダアンテナと複数の無線電素子は、1MHzから200GHzの周波数範囲、好ましくは20GHzから100GHzの周波数範囲で使用される場合、有利であることが明らかにされている。当該周波数範囲は、特にマイクロストリップラインとの相互作用によって効果的に実現される。特に強調されるべきは、レーダアンテナと前記複数の無線電素子が70GHzから80GHzの周波数範囲で使用される場合である。レーダアンテナが送信アンテナ、受信アンテナ、あるいは送受信アンテナとして使用される場合、有利であることも明らかにされている。本出願に係るレーダシステムは、物体の位置と速度の少なくとも一方を特定するための使用が有利な適用分野である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項10

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項10】

前記レーダアンテナ(1)と前記複数の無線電素子(2)は、1MHzから200GHzの周波数範囲、好ましくは20GHzから100GHzの周波数範囲で使用される、請求項1から9のいずれか一項に記載のレーダアンテナ。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項11

【訂正方法】変更

**【訂正の内容】****【請求項 1 1】**

前記レーダアンテナ(1)と前記複数の無給電素子(2)は、好ましくは70GHzから80GHzの周波数範囲で使用される、

請求項1から10のいずれか一項に記載のレーダアンテナ。